

平成27年第2回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	4
	(4) 副議長の選挙	4
	(5) 議長の辞職	5
	(6) 議長の選挙	5
	(7) 会議録署名議員の指名	6
	(8) 会期の決定	7
	(9) 承認第1号ないし第4号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第9号 の提出	7
	(10) 提案理由の説明	7
	(11) 承認第1号の説明、採決	9
	(12) 承認第2号の説明、採決	10
	(13) 承認第3号の説明、採決	11
	(14) 承認第4号の説明、採決	12
	(15) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決	13
	(16) 議案第7号の説明、採決	18
	(17) 議案第8号の説明、採決	19
	(18) 議案第9号の説明、採決	20
	(19) 閉会及び閉議の宣告	21

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第17号

平成27年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年6月30日

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香

- (1) 日時 平成27年7月29日(水)午後2時30分
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あづま」
- (3) 付議事件
 - ア 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
 - イ 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
 - ウ 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)
 - エ 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 - オ 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - カ 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - キ 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - ク 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
 - ケ 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2 招集年月日

平成27年7月29日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あづま」

4 会議の時刻

平成27年7月29日 午後2時31分開会、午後3時52分閉会

5 応招議員

3番 山口 信也君	6番 湯座 一平君	8番 渡辺 利綱君
9番 戸川 稔朗君	10番 市村 喜雄君	11番 佐藤 満君
12番 中田 涼介君	13番 半澤 高君	14番 齋藤 邦夫君
15番 和知 良則君	16番 杉本 宜信君	

6 不応招議員

1番 品川 萬里君	2番 清水 敏男君	4番 仁志田 昇司君
5番 馬場 孝允君	7番 大和田 昭君	

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小林 香君	副広域連合長	古川 道郎君
代表監査委員	松野 孝司君	会計計管理者	川村 栄司君
事務局長	三浦 辰夫君	事務局次長	蓬田 慎一君
総務課長	八巻 靖之君	業務課長	齋藤 良裕君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	副議長の選挙
追加日程第1	議長の辞職
追加日程第2	議長の選挙
日程第 4	会議録署名議員の指名
日程第 5	会期の決定
日程第 6	承認第1号ないし第4号、認定1号ないし第2号、議案第7号ないし第9号の提出
日程第 7	提案理由の説明
日程第 8	承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第 9	承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

- 日程第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第12 認定第 1号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 2号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第 7号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 8号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第 9号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

1.1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1.2 会議の経過

(1) 開会の宣告

議長(市村 喜雄君) ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。

品川万里君、清水敏男君、仁志田昇司君、馬場孝允君、大和田昭君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時31分)

(2) 諸般の報告

議長(市村 喜雄君) 日程第1、諸般の報告を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成27年3月31日付けで、國分義之君より辞職願が提出され、同日付でこれを許可しました。

これにより、平成27年4月16日告示の補欠選挙が執行され、中田涼介君が当選されました。

平成27年4月29日に、石森春男君が任期満了となりました。

これにより、平成27年4月16日告示の補欠選挙が執行され、大和田昭君が当選されました。

平成27年5月28日に、星光祥君が任期満了となりました。

これにより、平成27年5月15日告示の補欠選挙が執行され、馬場孝允君が当選されました。

平成27年6月18日に、八島博正君が任期満了となりました。

これにより、平成27年6月11日告示の補欠選挙が執行され、半澤高君が当選されました。

以上、報告を終わります。

(3) 議席の指定

議長(市村 喜雄君) 次に、日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された、馬場孝允君の議席を5番、大和田昭君の議席を7番、中田凉介君の議席を12番、半澤高君の議席を13番に指定します。

(4) 副議長の選挙

議長(市村 喜雄君) 次に、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(市村 喜雄君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(市村 喜雄君) ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。それでは、指名します。副議長に、半澤高君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました半澤高君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(市村 喜雄君) ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました半澤高君が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選された半澤高君が議場におられますので、当選を告知します。半澤高副議長、前方の演壇へ登壇願います。

副議長(半澤 高君) ただいま、副議長に指名推薦されました半澤高でございます。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻よろしく申し上げまして、挨拶といたします。

議長（市村 喜雄君） ここで、議長を交代いたします。

半澤高副議長、議長席へお着き願います。

(5) 議長の辞職

副議長（半澤 高君） 議長を交代いたしました。

ご報告いたします。ただ今、市村議長より、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（半澤 高君） ご異議なしと認め、追加日程第1、議長の辞職を議題といたします。

議長の辞職については、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって、市村喜雄君には辞職が許可されるまでの間、退席を求めます。

事務局に辞職願を朗読させます。事務局長

事務局長（三浦 辰夫君） それでは朗読させていただきます。

辞職願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、福島県後期高齢者医療広域連合議会議長 市村喜雄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

平成27年7月29日

福島県後期高齢者医療広域連合議会議長 市村喜雄

福島県後期高齢者医療広域連合議会議副議長 半澤高様

以上でございます。

副議長（半澤 高君） お諮りします。

市村喜雄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（半澤 高君） ご異議なしと認めます。

したがって、市村喜雄君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。ここで、市村喜雄君の入室を認めます。ただいま、議長の辞職について許可されましたので、告知いたします。市村喜雄君にごあいさつをいただきます。市村喜雄君、前方の演壇へご登壇願います。

議員（市村 喜雄君） 議員の皆様には、大変なご協力をいただきまして無事議長職を務めさせていただくことができました。皆様のご厚情に心より感謝申し上げます。あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(6) 議長の選挙

副議長（半澤 高君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行

いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(半澤 高君) ご異議なしと認めます。

追加日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(半澤 高君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(半澤 高君) ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。それでは、指名いたします。議長に、中田凉介君を指名いたします。

お諮りします。ただいま、副議長が指名いたしました中田凉介君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(半澤 高君) ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました中田凉介君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中田凉介君が議場におられますので、当選を告知いたします。中田凉介議長、前方の演壇へ登壇願います。

議長(中田 凉介君) ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長をおおせつかりました中田凉介でございます。

この後期高齢者医療制度は、8年が経過し現在においては高齢者を支える制度として定着しているところであります。本広域連合議会といたしましては、今後とも、被保険者の皆様が引き続き安心して医療を受け続けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様の真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様の御指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。

副議長(半澤 高君) ここで、議長を交代いたします。

中田凉介議長、議長席へお着き願います。

(7) 会議録署名議員の指名

議長(中田 凉介君) 議長を交代いたしました。

日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に8番 渡辺利綱君、9番 戸川稔朗君を指名いたします。

(8) 会期の決定

議長(中田 涼介君) 次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(中田 涼介君) ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(9) 承認第1号ないし第4号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第9号の提出

議長(中田 涼介君) 次に、日程第6、承認第1号ないし第4号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第9号の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(10) 提案理由の説明

議長(中田 涼介君) 次に、日程第7、提案理由の説明を行います。

承認第1号ないし第4号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第9号を一括して議題といたします。広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長(小林 香君) 本日、ここに、平成27年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が4件、平成26年度決算に係る認定が2件、条例の一部改正に係る議案が1件、平成27年度補正予算に係る議案が2件の合わせて、9件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、医療保険制度改革について申し上げます。後期高齢者医療を含む医療保険制度については、今後も高齢者の医療費の増加が見込まれる中で、持続可能な制度としていく必要があります。平成25年12月に公布されたいわゆる「社会保障改革プログラム法」に基づき改革が進められているところですが、5月には国民健康保険の安定化や、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入などを内容としたいわゆる「医療保険制度改革法」が成立したところであります。また、制度の持続可能性を高めるため、データに基づく被保険者個人や、保険者による予防、健康づくり推進、医療費適正化等についても、今まで以上に積極的な取り組みが求められているところであります。一方、今後更なる増加が見込まれる高齢者医療費については、保険料軽減特例の見直しや後期高齢者の窓口負担の在り方など、負担能力に応じた公平な負担についても検討が進められており、今後、被保険者の負担増となることも懸念されるところであります。このような状況の中、全国の広域連合で組織する協議会では、6月に厚生労働大臣に対して、後期高齢者医療制度が今後も増加する高齢者に対応し、安定した制度として継続できるよう更なる検討や改善を求めたところであります。本広域連合といたしましても、今後の国の議論の動向を注視し、国に対して本県の実情を踏まえた現場の意見を

申し上げて参りたいと考えております。

次に、保険料率の改定について申し上げます。保険料率については、2年ごとに改定することとされており、今年度は平成28年度、29年度の保険料率を決定することとなっております。保険料率については、被保険者数や医療給付費の推移をしっかりと分析し関係各位のご意見を賜わりながら、適正な保険料率を決定して参りたいと考えております。

次に、被保険者の健康の保持増進のための取組みについて申し上げます。これまで、健康診査、重複・頻回受診者の訪問指導等の保健事業を行って参りました。今年度からは、データヘルス計画に基づき保健事業を進めるとともに、健康診査の結果やレセプト等のデータを分析・活用し、集団的指導から被保険者一人ひとりの健康状態に応じた指導までを網羅的に進め、できる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、被保険者の健康保持増進を図り、健康寿命の延伸、更には医療費の適正化にもつなげて参りたいと考えております。

次に、療養費の不正請求事案について申し上げます。今般、はり、きゅうの施術を行っていないにも関わらず、資格のある施術師の登録情報を使用し、施術を行ったように装った不正請求事案がありましたことは、誠に遺憾であります。今後は、関係機関と連携を図り、再発防止に努めるとともに、今回のような不正事案に対しましては厳正に対処して参りたいと考えております。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成27年度以降の保険料について、軽減対象となる所得基準額を引き上げるため、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、職員の給料表、通勤手当額等を改定するため、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について、所要の改正を行うため、前号同様に専決処分をし承認を求めるものでございます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成27年度においても、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減措置が継続されることから、その財源として基金を処分できるように、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例について、所要の改正を行うため、前号同様に専決処分をし承認を求めるものでございます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、東日本大震災に係る保険料の減免について、平成27年度分の保険料も減免の対象とする等の基準が新たに示されたため、東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例について、所要の改正を行うため、前号同様に専決処分をし承認を求めるものでございます。

認定第1号、平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

認定第2号、平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、前号同様に地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

議案第7号、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の利用の制限等について、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第8号、平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,572万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,041万4千円とするものでございます。

議案第9号、平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ105億7,982万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,405億4,968万3千円とするものでございます。

以上、9件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(11) 承認第1号の説明、採決

議長（中田 涼介君） 次に、日程第8「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） それではお手元に定例会議案書とA4版横の資料1 議案説明資料をご準備願います。まず、議案書の1ページをお開きください。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、2ページに記載の「専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」制定の件についてであります。

内容につきましては、資料1 議案説明資料にてご説明いたします。

1ページをご覧ください。改正の趣旨であります。被保険者は所得に応じて保険料が軽減されておりますが、軽減対象を拡大するため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が一部改正され、所得基準額が見直されたことから、本条例を改正したものであります。

内容ですが、軽減対象となる所得基準額を引き上げるため、世帯の被保険者数に応じて加算される基準額を、5割軽減では24万5千円を26万円に、2割軽減では45万円を47万円に引き上げたものであります。2ページは新旧対照表でございます。

そういたしまして、賦課期日である4月1日に適用させるため、地方自治法第179条第1項により、平成27年3月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとのことであります。

以上が、承認第1号の説明でございます。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議長（中田 涼介君） それでは、承認第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって承認第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案どおり可決されました。

（12）承認第2号の説明、採決

議長（中田 涼介君） 次に、日程第9「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の3ページをお開きください。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、4ページに記載の「専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」制定の件についてであります。議案書につきましては4ページから9ページまで記載しておりますが、引き続き議案説明資料にてご説明いたします。3ページをお開きください。

改正の趣旨であります。本広域連合においては、給料表は福島市、職員手当については福島県に準じておりますが、福島市及び福島県において給料表等の改定がありましたことから、所要の改正を行ったものであります。

主な内容ですが、1の給料表については、平均給料月額を平均1%引き下げ。次に2の諸手当ですが、(1)通勤手当額については、交通機関の月額限度額を61,000円から63,000円に、自動車等の月額限度額を50,400円から52,500円に引き上げたものであります。

(2)の単身赴任手当額ですが、月額の基本額を23,000円から30,000円に、距離加算限度額を月額45,000円から70,000円に引き上げたものであります。

(3)管理職員特別勤務手当ですが、平日深夜午前0時から午前5時まで勤務した場合においても支給できることとしたものであります。4ページから10ページは新旧対照表でございます。なお、広域連合職員は派遣元との協定により、原則として派遣元の規定に基づいて給料等は支払われております。

そういたしまして、平成27年4月1日から適用させるため、地方自治法第179条第1項により、平成27年3月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第2号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（中田 涼介君） それでは、承認第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案どおり可決されました。

（13）承認第3号の説明、採決

議長（中田 涼介君） 次に、日程第10「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の11ページをお開きください。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、12ページに記載の「専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」制定の件についてであります。

引き続き議案説明資料にてご説明いたします。11ページをお開き願います。

改正の趣旨であります。平成27年度においても被用者保険の被扶養者であった被保険者及び、所得の少ない被保険者の保険料の軽減措置が継続されることから、基金処分の要件を追加するとともに、基金の有効期限を延長するため、所要の改正をしたものであります。

主な内容ですが、1被用者保険の被扶養者だった者に対する均等割額を9割軽減する費用、並びに、2低所得者に対する均等割額を9割又は8.5割軽減する費用及び所得割額を5割軽減する費用に、基金を処分できるように要件を追加するとともに、有効期限を平成28年3月31日まで延長したものであります。12ページ及び13ページは新旧対照表でございます。

そういたしまして、賦課期日である4月1日から適用させるため、地方自治法第179条第1項により、平成27年3月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、議案第3号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（中田 涼介君） それでは、承認第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって、承認第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) 討論なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第3号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案どおり可決されました。

(14) 承認第4号の説明、採決

議長(中田 涼介君) 次に、日程第11「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて専決第4号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) 議案書の13ページをお開きください。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、14ページに記載の「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」制定の件についてであります。

議案書は14ページから15ページまで記載しておりますが、引き続き議案説明資料にてご説明いたします。14ページをお開きください。

改正の趣旨であります。国から平成27年度分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準が新たに示されたことから、所要の改正をしたものであります。

主な内容としましては、保険料減免の期間を平成28年3月31日まで延長するとともに、2に記載しておりますが、平成27年度上位所得層の保険料減免の取扱いを(1)平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯のうち、平成27年度において上位所得層に属する被保険者は、平成27年度は減免の対象としない

(2)平成26年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯のうち、平成27年度において上位所得層に属する被保険者の保険料は、平成27年9月分までに相当する月額算定額を減免するというものであります。15ページと16ページは新旧対照表でございます。

そういたしまして、保険料減免決定通知及び保険料額決定通知作成の準備をすすめるにあたり急を要したことから、地方自治法第179条第1項により、平成27年7月8日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

以上が、議案第4号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長(中田 涼介君) それでは、承認第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) なければ、これをもって承認第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案どおり可決されました。

(15) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

議長(中田 涼介君) 次に、日程第12「認定第1号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第13「認定第2号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思えます。一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) それでは、議案書の16ページをお開きください。

認定第1号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。別冊の資料2「議案説明資料(決算関係)に収載の平成26年度各会計歳入歳出決算書」にてご説明いたします。

平成26年度各会計歳入歳出決算書の4ページをお開きください。「各会計歳入歳出決算一覧表」であります。合計の欄をご覧ください。一般会計・特別会計合わせまして、収入済額 2,482億1,410万5,662円、支出済額 2,353億7,962万3,062円、差引残額 128億3,448万2,600円 となっております。

5ページをお開きください。「一般会計歳入歳出決算書」であります。まず、歳入ですが、一番下の歳入合計の欄をご覧ください。予算現額 21億3,684万7,000円に對しまして、調定額、収入済額ともに 21億3,690万616円で、予算現額との比較で、53,616円の増となっております。

6ページをご覧ください。歳出でございます。一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額 21億3,684万7,000円 に對しまして、支出済額は 20億9,535万2,732円で、不用額が、4,149万4,268円 となったものであります。

そういたしまして、歳入歳出差引残額は欄外に記載のとおり 4,154万7,884円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、7ページをお開き願います。「事項別明細書」であります。

まず、歳入ですが、8ページの収入済額と備考の欄を併せてご覧ください。

1款の分担金及び負担金4億6700万2千円は、構成市町村からの負担金で、制度を運営するうえでかかる共通経費の費用です。

2 款国庫支出金 16 億 2706 万 3506 円は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、低所得者等の保険料軽減措置を平成 26 年度も継続するため交付されたものです。

4 款の財産収入 192 万 4315 円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の利子等です。

6 款の繰越金 4052 万 1540 円は、前年度からの繰越金で、

7 款の諸収入 38 万 9255 円は、歳計現金の預金利子等です。

そういたしまして、歳入合計は、21 億 3690 万 616 円となったものであります。

次に、9 ページをお開き願います。歳出でございます。10 ページの支出済額と備考の欄を併せてご覧下さい。

1 款の議会費 67 万 5018 円は、議会運営に要した費用であります。

2 款の総務費 7930 万 181 円は、主なものとしましては備考に記載のなかで、局長、次長、総務課職員 7 名分の派遣職員人件費及び、事務局管理運営費です。

11 ページをお開きください。

3 款の民生費 20 億 1537 万 7533 円は、歳入でご説明した国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金へ積み立てた積立金及び、電算処理システム経費など事務費の特別会計への繰出金、業務課職員 16 名分の派遣職員人件費でございます。

そういたしまして、歳出合計は、補正予算後の予算現額 21 億 3684 万 7 千円に対しまして、支出済額は 20 億 9535 万 2732 円で、不用額は 4149 万 4268 円となったものであります。

次に、13 ページをお開き願います。

「4 実質収支に関する調書」ですが、実質収支額は 4154 万 7 千円となります。

以上が、認定第 1 号「平成 26 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

続きまして、議案書では 17 ページになりますが、認定第 2 号「平成 26 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、引き続き平成 26 年度決算書によりご説明いたします。

15 ページをお開きください。歳入歳出決算書であります。まず、歳入ですが、一番下の歳入合計の欄をご覧下さい。

予算現額 2,379 億 9,390 万 1,000 円に対しまして、調定額が 2,460 億 7,784 万 1,702 円で収入済額が 2,460 億 7,720 万 5,046 円となっております。ここで、収入未済額が 63 万 6,656 円ありますが、所得の更正などにより、医療機関窓口での一部負担割合が 1 割から 3 割に変更となった場合、差額の 2 割分を返還金として納めていただきますが、その収入未済分であります。

なお、この収入未済分につきましては、昨日現在で 60,442 円となっておりますが、今後ともその解消に努めて参ります。

そういたしまして、予算現額と収入済額との比較では、80 億 8,330 万 4,046 円の増となったものであります。

16 ページをご覧ください。歳出でございます。一番下の歳出合計の欄をご覧下さい。

予算現額 2,379 億 9,390 万 1,000 円に対しまして、支出済額は 2,332 億 8,427 万 330 円

で、不用額が、47億963万670円となったものであります。

そういたしまして、歳入歳出差引残額は127億9,293万4,716円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

17ページをお開き願います。「事項別明細書」でございます。

まず、歳入でございます。18ページの収入済額と備考の欄を併せてご覧いただきたいと思いますが、1款の市町村支出金363億6,150万4,207円は、市町村から納付された被保険者の保険料、保険基盤安定負担金は、低所得者等の保険料軽減分の市町村負担分（市町村1/4、県3/4分）、療養給付費負担金は、療養給付費に係る市町村の定率負担分（1/12分）、及び市町村からの健康診査事業負担金などです。

2款の国庫支出金852億2,902万8,752円は、療養給付費に係る定率負担金（3/12相当分）及び、高額医養費に係る負担金（レセプト1件80万円を超える医療費の部分の1/4相当分）で国の負担分、また各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情により算定される特別調整交付金、それに後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、原発事故で被災した被保険者の、保険料の減免及び一部負担金の免除に対する費用、などとなっております。

3款の県支出金186億7,281万1,737円は、療養給付費に係る定率負担金（1/12相当分）及び、高額医養費に係る負担金（1/4相当分）で県の負担分です。

次に19ページの4款支払基金交付金919億7,475万1千円は、後期高齢者交付金で、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものです。

5款の特別高額医療費共同事業交付金3,868万6,679円は、特別高額医療費共同事業からの交付金で、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、各広域連合の財政影響を緩和するために、その費用を全国の広域連合にて共同で負担するもので、26年度に本広域連合に交付されたものです。

6款の繰入金19億9,982万5,753円は、一般会計からの事務費等繰入金、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、低所得者等の保険料軽減費用等に充てるための基金からの繰入金であります。

7款繰越金114億9,382万529円は、国からの療養給付費負担金など各種負担金の26年度に精算する償還分を含む繰越金であります。

9款諸収入3億677万6,389円は、歳計現金の預金利子、第三者納付金は、被保険者の交通事故による損害賠償金、返納金は診療報酬の過誤調整金となっております。なお雑入が1億円余ありましたのは、福島県国民健康保険団体連合会から委託料に係る精算分として1億288万9,623円が返還されたことによります。また先ほどご説明いたしましたが、返納金に63万6,656円の収入未済がございます。

そういたしまして、歳入合計は2,460億7,720万5,046円となったものであります。

次に、21ページをご覧ください。歳出ですが22ページの支出済額と備考の欄を併せてご覧下さい。

1款総務費5億7,218万7,362円は、制度運営のための経費でありまして、中で支出の大きなものは、備考の欄の上から2番目のひし形にある電算処理委託費であります。

23ページをご覧ください。2款の保険給付費2,243億10万3,751円ですが、被保険者

が診察等を受けた医療機関に支払う療養の給付費等で、歳出全体の約 96.1%となっております。なお、給付費の内訳は、備考に記載の療養の給付費、入院時食事療養費、療養費となっております。

25 ページをお開きください。3 款の県財政安定化基金拠出金 2 億 3,456 万 4 千円は、予想以上に給付費が膨らんだといった財政リスクに対応するため、国、県、広域連合が 1/3 ずつ拠出して県が基金を設置しているもので、広域連合分の拠出金であります。

4 款の特別高額医療費共同事業拠出金 5,206 万 299 円は、1 件が 400 万円を超える高額レセプトに対して交付金を出す共同事業への拠出金であります。

5 款の保健事業費 4 億 2,869 万 6,955 円は、健康診査事業に要した費用で、被保険者の健康保持、生活習慣病の早期発見のため、市町村に委託して実施しております。

7 款の諸支出金 76 億 9,665 万 7,963 円は、資格喪失などによる保険料の還付金や、療養給付費等の額の確定に伴い、国などから定率で概算払いされていた療養給付費等負担金などを精算した償還金等であります。

そういたしまして、27 ページをお開き頂いて、歳出合計をご覧ください。28 ページの支出済額にありますとおり、歳出合計は 2,332 億 8,427 万 330 円となったものであります。

特別会計決算における歳入歳出差引額は、16 ページでご説明いたしましたが、127 億 9,293 万 4,716 円となり、翌年度へ繰り越すものでございます。なお、療養給付費負担金等は、概算交付され実績により翌年度精算しておりますことから、繰越金のうち、約 78 億円は本年度国等へ償還することとなります。

次に、29 ページをお開きください。「7 実質収支に関する調書」ですが、実質収支額は 127 億 9,293 万 4 千円となっております。

次に、30 ページの「8 財産に関する調書」であります。該当するのは4の「後期高齢者医療制度臨時特例基金」で、低所得者等の保険料の特例軽減等の財源となるものですが、26 年度末現在高は 2 億 4,894 万 6 千円となっております。

次に、31 ページからは、平成 26 年度の「主要な施策の成果等報告書」となっておりますが、主なものについて、ご説明いたします。45 ページをお開きください。

オ. 保険者機能強化事業でございますが、【主な実施内容】の(イ)重複・頻回受診者訪問指導につきましては、重複・頻回の基準に該当する対象者を、委託業者の保健師や看護師が訪問し、病気の状況等を確認しながら、適正な受診・服薬の指導を行ったものでございます。また、(エ)レセプト二次点検につきましては、レセプトの請求内容に誤りがないか一次点検を福島県国民健康保険団体連合会で行っておりますが、さらに内容をチェックするため二次点検を委託で実施しているもので、二次点検による再審査の申出で過誤請求が認められ返還された金額は、46 ページの表にありますとおり、2 億 1,274 万円余となっております。(委託料 3,888 万円の約 6 倍)

次に、(オ)のジェネリック医薬品に関してですが、医療費の適正化を進めるため、効能が同等で値段の安いジェネリック医薬品の利用促進を図っております。具体的取り組みとして、ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額が 500 円以上下がると見込まれる対象者へ、その金額をお知らせする差額通知の送付、また、ジェネリック医薬品へ切り替え

やすいように、新規加入者にジェネリック医薬品希望カードを送付いたしました。

次に、52ページをお開きください。5款保健事業費であります。被保険者の健康状態の把握及び生活習慣病の早期発見のために、市町村と委託契約を結び健康診査を実施しているものでございます。53ページの【成果】にありますように平成26年度の受診率は22.23%であり、前年度より1.14ポイント上回りました。

以上が、「認定第2号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の説明であります。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、成果報告書の次に収載のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、併せてご報告いたします。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（中田 涼介君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。監査委員。

監査委員（松野 孝司君） 私から平成26年度の決算及び基金運用状況審査の結果について、ご報告申し上げます。お手元の審査意見書をご参照いただきたいと思います。

去る平成27年6月25日、佐藤監査委員とともに平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに特例基金の運用状況につきまして審査をいたしました。

その結果でございますが、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、適正であると認められました。基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係書類と符合しており、適正であると認められました。

次に決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめてございますが、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたします。

以上を踏まえまして、審査意見を申し上げます。

今後も、被保険者の増加が予想されることから、各種事業を通じ、医療費の適正化に努められるとともに、社会情勢を的確に把握した予算編成や計画的な執行に留意し、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、制度の円滑な運営及び健全な財政運営に全力で取り組んでいただくことをお願いしたいと考えております。私からの報告は以上でございます。

議長（中田 涼介君） ただいまの監査委員、松野孝司君の意見をふまえ、認定第1号及び認定第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって認定第1号及び認定第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

採決は案件ごとに行います。

認定第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案どおり可決されました。

議長(中田 涼介君) 次に、認定第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案どおり可決されました。

(16) 議案第7号の説明、採決

議長(中田 涼介君) 次に、日程第14「議案第7号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) 議案書の18ページをお開きください。

議案第7号「福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」制定の件についてご説明いたします。

議案書につきましては、18ページから20ページまで記載しておりますが、別冊の資料1 議案説明資料にてご説明いたします。17ページをお開きください。

改正の趣旨であります。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、一般的に「番号法」と言われますが、その施行に伴い、個人番号を含む個人情報である「特定個人情報」の利用の制限等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

主な内容ですが、1点目は、「特定個人情報」と「情報提供等記録」の定義を追加したこと、2点目は、特定個人情報の利用及び提供並びに情報提供等記録の利用を限定したこと、3点目は、特定個人情報の開示等の請求者に任意代理人を追加したこと、4点目は、個人情報を訂正した場合、当該個人情報の提供先へ通知することとなっております。施行日は、個人番号の周知の開始に合わせて平成27年10月5日となりますが、記載にありますとおり、特定個人情報の利用の限定、任意代理人の追加は、平成28年1月1日、情報提供等記録に関する部分は、番号法附則第1条第5号の施行の日、個人情報の訂正に係る提供先への通知は、公布の日からとなります。18ページからは新旧対照表でございます。

以上が、議案第7号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(中田 涼介君) それでは、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) なければ、これをもって議案第7号の質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
議案第7号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

(17) 議案第8号の説明、採決

議長(中田 涼介君) 次に、日程第15「議案第8号 平成27年度福島県後期高齢者医療
広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事
務局長。

事務局長(三浦 辰夫君) 議案書の21ページをお開きください。

議案第8号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」
についてご説明申し上げます。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,572万3千円を追加し、予算の総
額を歳入歳出それぞれ7億3,041万4千円とするものであります。補正予算書は23ペー
ジから26ページまでの記載となっておりますが、別冊A4版横の資料3「平成27年度補
正予算説明資料」により説明させていただきます。1ページのA3版縦長の一般会計予算
一覧表をご覧ください。

まず、歳入ですが、補正額は右から3列目の第1号補正額の欄をご覧ください。

5款繰越金に1,572万3千円を追加するものであります。これは、平成26年度の決算
でご説明しましたように、27年度への繰越金4,154万7千円が確定したことから、27
年度当初予算で計上していた繰越金2,582万4千円との差額1,572万3千円を追加するも
のであります。

次に歳出でございますが、歳入の下の表をご覧ください。

4款予備費に、繰越金で追加したと同額1,572万3千円を追加するものであります。そ
ういたしまして、補正後の額ですが、歳入歳出額とも7億3,041万4千円とするものでご
ざいます

以上が、議案第8号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長(中田 涼介君) それでは、議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

議長(中田 涼介君) なければ、これをもって議案第8号の質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第8号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

（18）議案第9号の説明、採決

議長（中田 涼介君） 次に、日程第16「議案第9号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の27ページをお開ください。

議案第9号「平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ105億7,982万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,405億4,968万3千円とするものであります。補正予算書は、29ページから32ページまでの記載となっておりますが、引き続き「平成27年度補正予算書説明資料」にて説明させていただきます。2ページのA3版縦長の特別会計予算一覧表をご覧ください。

まず歳入ですが、補正額は右から3番目の第1号補正額の欄をご覧ください。

2款国庫支出金 2項国庫補助金 3目後期高齢者交付金15億8,410万7千円の追加であります。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、26年度までは一般会計で受け入れ、後期高齢者医療制度臨時特例基金へ積み立てた後、特別会計へ繰り出しておりましたが、基金の見直しにより、今年度から特別会計で受け入れることとなったものであります。

そういたしまして、6款繰入金 2項基金繰入金では、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を同額、減額補正いたしております。なお、この高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額及び、低所得者の均等割額等の軽減割合を拡大するための財源となるものであります。

次に、7款繰越金であります。27年度への繰越金127億9,293万4千円が確定したことから、当初予算で計上していた22億1,310万5千円との差額105億7,982万9千円を追加するものであります。内訳としましては、療養給付費負担金等繰越金に78億3,117万1千円を、その他繰越金に27億4,865万8千円を追加するものであります。

次に、歳出ですが、3ページをご覧ください。7款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 2目償還金に、概算払いで受けていた療養給付費等の精算に係る国庫等への療養給付費負担金等償還金78億2,954万5千円を追加し、8款予備費に、次期保険料の財源となる予備費等として27億5,028万4千円を追加するものであります。

そういたしまして、補正後の額ですが、歳入歳出額とも2,405億4,968万3千円となるものでございます。

以上が「議案9号 平成27年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会

計補正予算（第1号）」の説明であります。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中田 涼介君） それでは、議案第9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって議案第9号の質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第9号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中田 涼介君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

（19）閉会及び閉議の宣告

議長（中田 涼介君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成27年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午後3時52分）